



# テクノファNEWS

## ニュース・ダイジェスト

### ◆◆ ISO / DIS 9001は現在パブリックコメントに依拠している

品質マネジメント規格ISO9001は2015年の発行を目指し現在改訂作業が行われているが、重要な節目である国際規格案(DIS)が5月に発行され現在購入可能である。

DIS段階においては、すべての利害関係者がコメントを提出することができ、提出されたコメントを考慮して最終案が発行される。

DISにおける主な変更は、附属書SLに基づき規格のフォーマット及びリスクをより重要視することに関するものであり、以下のものを含む。

- ・他のマネジメントシステム規格と同じ構造になることで、企業が複数のマネジメントシステム規格を採用することを支援する。
- ・リスクと機会を特定することが要求事項になっている。
- ・要求事項は企業ビジネスプロセスに整合することを求めており、最高経営者がより積極的に参画することを要求している。
- ・幾つかの主要な用語が変更されている。

ISO9001:2008の認証を取得している組織には、規格の新しい版に移行するために、新版の発行から3年間の移行期間が設けられる。

[http://www.iso.org/iso/home/news\\_index/news\\_archive/news.htm?refid=Ref1850](http://www.iso.org/iso/home/news_index/news_archive/news.htm?refid=Ref1850)

### ◆◆ 食品安全規格認証のオールインワン・ソリューション

食品安全マネジメントシステム認証に重要な次の2規格をまとめた新しいハンドブックが発行された。ISO/TS 22003は食品安全マネジメントシステム(FSMS)に関するISO22000認証機関に対する要求事項を概説している。ISO/IEC 17021は認証機関に対する総括的な要求事項を定めている。これらには、FSMS認証を実行する認証機関(CB)が知っていなければならないものすべて含まれている。

ISO/TS 22003を開発した専門家グループの副議長であるジェイコブ・ファークモンド氏によると、認証に対する信頼に関してISO/TS 22003は重大な役割を果たすことができる。例えば、技術仕様書にはCBが実行しなければならない審査員の能力及び監査に関する規定がなされている。ISO/TS 22003の最新版の最も重要な変更は、審査員能力の要求事項の定義が、「資格に基づいたアプローチ」から「能力に基づいたアプローチ」へと変更されたことである。

[http://www.iso.org/iso/home/news\\_index/news\\_archive/news.htm?refid=Ref1852](http://www.iso.org/iso/home/news_index/news_archive/news.htm?refid=Ref1852)

【ニュース】 ニュース・ダイジェスト、テクノファ最新ニュース … 1~2

【講演】 「附属書SL導入の背景」

(株)テクノファ 研修事業部長 須田 晋介 … 3~8

# テクノファ最新ニュース

## ■国際規格原案の発行

2014年5月9日にISO/DIS 9001 (国際規格原案)が発行、6月27日にISO/DIS 14001 (国際規格原案)が発行されました。その影響もあるのですが、組織の方々が規格改正の中身に興味を持ちはじめています。当社といたしましてはこうした機会を活用して、ISO9001の本来の良さ、改正版によって組織が競争相手に対して差別化をし競争優位に立てることを理解してもらうためのセミナーをご用意しています。改正版発行を控えた今年こそ、認証制度が産業界に有効なものであるというPR活動をするチャンスだと思っています。

## WHAT'S NEW!

規格改正と附属書SLテクノファセミナー!

### ■ 附属書SL解説コース(TM22)

★附属書SLについて4つのケーススタディで審査手法を習得します。

※IRCA承認 審査員資格移行トレーニングコース (モジュール1) ※CPD7.5時間分としても利用可  
JRCA (QMS・ISMS) CEAR審査員CPD登録コース (7.5時間相当)

### ■ 新規規格に対応するリスクマネジメント実践コース(TM64)

★今後改正される規格は、今まで以上にリスクマネジメントの要素が強くなります。分野を問わずにリスクについての理解を演習を交えて学びます。

※JRCA/CEAR審査員CPD登録コース (6時間相当)

### ■ ISO/IEC 27001:2013差分解説コース(ST01)

★ISO/IEC 27001:2013規格の概要、2005年版との差分に関する解説及び演習を通じて、改訂版の規格に対する理解を深めます。

※JRCA CPD登録コース IRCA承認 ISMS審査員移行  
トレーニングコース (モジュール2)

### ■ JIS Q 27001:2014移行ポイントの速習コース(TM54)

★従来のISO/IEC27001:2005(JIS Q 27001:2006)から変わった点に焦点を当て、見逃してはならないポイントをお伝えする特別セミナーです。

### ■ 次期改正ISO9001対応マニュアル改訂コース(TM52)

★次期改正ISO9001規格に対応するマニュアル改訂方法について具体的にお伝えするコース。MS規格の共通部分及びQMS固有部分の主な変更点について解説します。

※JRCA CPD登録コース申請予定 (6時間相当)

### ■ 附属書SL対応マニュアル改訂準備コース(TM51)

★規格の共通部分となる附属書SLに対応するマニュアル改訂方法についてお伝えします。

※JRCA/CEAR審査員CPD登録コース (5時間相当)

### ■ 統合マネジメントシステム内部監査員コース(TM63)

★複数のマネジメントシステムを同時にかつ、効果的・効率的に行うための視点や工夫を習得するコースです。

※JRCA/CEAR審査員CPD登録コース (6.5時間相当)

★規格改正の場に関わる講師が、DISベースとして、改正の背景・経緯・最新状況、改正のポイント、要求事項の考え方と必要となる組織の対応についてお話しします。

### ■ 次期ISO9001に必要な組織の対応

～ISO/CD9001からDIS発行へ進む最新情報～ (SQ45)  
講師:平林 良人

### ■ 次期ISO14001に必要な組織の対応

～ISO/CD14001からDIS発行へ進む最新情報～ (SE42)  
講師:吉田 敬史

## 重要なお知らせ

### テクノファは9月24日より新しい事務所・研修室に移転します

住所:〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル  
TEL:044-246-0910 FAX:044-221-1331 ※番号は変わりません  
アクセス:JR川崎駅東口から徒歩4分、京急川崎駅から徒歩2分  
※詳しくはホームページ等でお知らせいたします。

# 附属書SL導入の背景

㈱テクノファ 須田 晋介  
ISO/TC176/SC2/WG24日本代表エキスパート

本稿は本年7月大阪国際交流センターで開催された第4回テクノファ・フォーラム大阪から弊社研修事業部長須田晋介の講演を紹介します。

これから基本的な附属書SLの背景と若干内容に踏み込んでお話をさせていただきたいと思えます。

## ■附属書SLとは

何度かお聞きになった方もまた初めての方もいらっしゃると思いますが、附属書SLというのは「ISO/IEC専門業務用指針・第一部・統合版ISO補足指針 - ISO専用手順」に規定されているISO規格開発者がマネジメントシステム規格を開発する際に従う手順を示したものです。

要するにISO/IECでもいろいろな標準規格を作っておりますが、これらの規格を作るとき、投票で賛成が何分の一なければならないなどのルールがありまして、マネジメントシステム規格はこのような手順に従って作成してくださいというものです。規格を作る人が新しいISOマネジメントシステム規格を発行する場合または改訂する場合の従うべきルールになります。

その附属書SLの中にマネジメントシステム規格の手順が書いてあるのですが、その中のAppendix2「上位構造、共通の中核となるテキスト、並びに共通用語及び中核となる定義」というタイトルで、これはISOマネジメントシステム規格を開発する際に使用しなければならない共通のフレームワークになります。

規格を見ますと、最初に序文から始まって、適応範囲、引用規格、用語と定義、4箇条あたりから要求事項になってきますが、これらを一つのひな形のように書いてあるのがAppendix2です。これを総称して附属書SLと言っております。

今後ISOマネジメントシステム規格を開発する際には必ず使用しなければならないと決まっております。

規格協会ではこうした標準化の活動をしておりまして、ISO/IECのルール、これは英語ですが全文翻訳してホームページに掲載しております。



細かい点ではページ270～289に附属書SLが収められています。これらはホームページからダウンロードできますので興味のある方はご覧いただければと思います。

ちなみにこのルールも毎年改訂され、今回5月1日にも改訂されており、附属書SLの内容も若干改訂されております。本質的な改訂はないので特に影響はありませんが、それ以外に現在ISOの開発スピードを上げていかなければならないということで、いろいろなルールが変わっています。例えばある規格の原案が出ますと、それがいいか悪いかの判断に今までは3ヶ月間の投票期間が各国に与えられましたが今後は2ヶ月にするとか、また規格が発行される年などのスケジュールが決まっても、会議が1年くらい長引いてしまうことがあるのですが最大9ヶ月までしか延長できないなどのルールが改訂されています。

## ■附属書SL発行の背景

この附属書SL発行の背景ですが、実は2000年当初くらいからISOの中では文書を共通化するという動きが出ておりました。特にISO9001：1994版の2000年改正時点でも14001と合わせたほうがよいのではないかなど、14001の1996年から2004年版の時も同様の話が出ております。

この両規格がメインのマネジメントシステム規

格だったのですが、その後皆様もご存知のとおり情報セキュリティ規格や食品安全22000が加わりました。最近ですと道路交通安全39001などいろいろ発行されています。ですから、9001品質と14001環境だけで考えるのではなくマネジメントシステム規格を総合的に共通化できるところはしていくほうがよいということでISOのTMBという技術評価会議（ISOのルールなどを決める機関）の中のJTTCG（Joint Technical Coordination Group）というグループを組織して2006年から本格的に共通化について話し合ってきました。

### 附属書SL発行の背景②

③ ISOのTMB(Technical Management Board)に、JTTCG(Joint Technical Coordination Group: マネジメントシステム規格に関する共同技術調整グループ)ができたのは、2006年のことである。JTTCG委員会設置目的は、次のように説明されている。

JTTCGは、マネジメントシステム規格の共同技術調整グループとして次のことを担当する。

- ✓ Joint visionの作成
- ✓ 全てのISO MSSの構造及び用語/定義の整合性向上
- ✓ 共通テキストの作成
- ✓ 共通用語/定義の作成

JTTCGが検討した中で大事なものは上図の下の3行です。

「全てのISO MSSの構造及び用語/定義の整合性向上させる」

「共通テキストの作成」テキストとは要求事項だと考えてください。共通の要求事項の作成です。

「共通用語/定義の作成」

### 附属書SL発行の背景③

ISO/IEC Directivesに編纂された附属書SLに関してのTMBの決定は次のようなものである。

- 1 これから制定されるすべてのMSSは原則としてISO/MSS共通テキストに従わなければならない。
- 2 もし、ISO/MSS共通テキストから逸脱する場合は、TMBへ報告すること。
- 3 TMBは1年後にレビューする

#### 分野個別の要求事項の取り扱い

- ✓ 追記は共通テキストに整合し、その意図に矛盾しないこと
- ✓ 箇条、細分箇条、定義、ピュレット及び段落、注記、例の追加可

これがISOのルールとして、ISO/IEC Directivesの中の附属書SLに収まりTMBの決定は次のようなものであるとして、附属書SLを作りました。

1 これから制定されるすべてのMSSは原則としてISO/MSS共通テキストに従わなければならない。

2 もし従わずに逸脱する場合は報告をするよう求められていまして、場合によっては逸脱できる可能性もあるのですが、基本的には逸脱しないようにというメッセージです。

3 TMBは1年後にレビューする

共通的なテキストは分野固有なものは随時追記ができます。追記は共通テキストに整合し、意図に矛盾しないこと。ですからもともと共通事項で書いた要求事項の意図を弱めたり、削除することは基本的に認められません。そうしない限り追記は可能です。箇条（JISでは章といわず箇条といい、3ケタから細分箇条という）を追加することは可能です。他に用語の定義、ピュレット、注記、例も追加可能であり、柔軟性は持っているということです。

共通化は以下の4項目になります。

①章のタイトル：マネジメントレビューであればどのISOのマネジメントシステム規格も「マネジメントレビュー」と呼称することになったということです。

②章のタイトルの順番：これが構造です。

③テキスト：要求事項です。実際この附属書SLの中に要求事項もたくさん書かれています。これも基本、共通なところは書きました。

④用語の定義：用語の定義もきちんとしてしました。

### ■附属書SLの全体構成

#### 附属書SLの全体構成①

序文	7. 支援
1. 適用範囲	7.1 資源
2. 引用規格	7.2 力量
3. 用語及び定義	7.3 認識
4. 組織の状況	7.4 コミュニケーション
4.1 組織及びその状況の理解	7.5 文書化した情報
4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解	7.5.1 一般
4.3 XXXマネジメントシステムの適用範囲の決定	7.5.2 作成及び更新
4.4 XXXマネジメントシステム	7.5.3 文書化した情報の管理
5. リーダーシップ	8. 運用
5.1 リーダーシップ及びコミットメント	8.1 運用の計画及び管理
5.2 方針	9. パフォーマンス評価
5.3 組織の役割、責任及び権限	9.1 監視、測定、分析及び評価
6. 計画	9.2 内部監査
6.1 リスク及び機会への取り組み	9.3 マネジメントレビュー
6.2 XXX目的及びそれを実現するための計画策定	10. 改善
	10.1 不適合及び是正処置
	10.2 継続的改善

上図が実際の附属書SLの構成、構造といえます。これをご覧いただくと、どの規格にも共通しているものが見受けられます。例えばリーダーシップ、方針、組織の役割、責任、権限、これらはどのマネジメントシステム規格にもあります。他に

計画、目的、目標のこと、力量、認識、文書のことなど、どの規格にもあると思います。最終結果のパフォーマンスを監視して内部監査、マネジメントレビュー、是正処置、継続的改善など共通したものをこうした構造で並べました。

ですから今度環境の規格もこの10箇条構造になります。9001もこの10箇条です。すでに出ている情報セキュリティ規格もこの構造になります。ほかに、規格固有のところは8箇条、運用に入れます。ただ、9001であれば製品実現の要求の7箇条が全部ここに入ります。



実際に今までのマネジメントシステム規格になかった箇条も見られます。

組織の状況、リスクについて、マネジメントシステム規格はリスクのマネジメント規格だと言われますが、リスクという言葉として9001には出てきませんがここでは出ています。

このような共通のひな形が出来上がりこれを使うということになります。

環境でも品質も使っていますので、導入したことによる変更は、今回両規格の改正の大きなところを占めている結果になっています。大体の箇条立ては上から並べた形で全体の流れを示しています。

上の部分が、組織の状況及び利害関係者のニーズ期待で、今組織が置かれている現在の状況を理解し、組織に対して利害関係者が何を期待しているのか自己理解から入り、それに基づいて構築しようとしている品質なり環境なりのマネジメントシステム規格の適用範囲を決めます。そこから要求事項として書かれています。

認証審査を受けるのであれば当然適用範囲を決めるとは思います。適用範囲決定までが要求されるというところです。

そのあとリーダーシップのところの方針など役

割分担が決まって実際のQMSマネジメントシステム規格の計画をして実施、チェック、改善をするというPDCAの構造になっているかと思っています。

この全体を支援するという事で支援、人、品質であればインフラストラクチャーなどが入ると思いますが、コミュニケーション、文書管理などが支援するというように、大きく見ると附属書SLの構造自体はこのようになっています。

実際この構造の中に1箇条 適用範囲、引用規格、用語定義には要求事項はないですから分野固有の記述、用語を足していく作業を各分野で行っています。4箇条から10箇条の中で、先ほど私、8箇条の中に主に分野固有の規格が入るといいましたが、それ以外にも入ってきます。品質であれば当然パフォーマンス評価、顧客の満足評価をしなければいけません。顧客の満足はQMSで足すということです。運用のところが多いのですがそれ以外にも要求事項が追加されて規格が開発されています。

### ■組織の状況

ここからそれぞれの箇条が何を求めているかを見ていきたいと思っています。

## 4. 組織の状況①

- 組織がXXXマネジメントシステムを構築する前提条件を明らかにすることを要求

**4.1 組織及びその状況の理解**  
組織は、組織の目的に関連し、かつ、そのXXXマネジメントシステムの意図した成果を達成する組織の能力に影響を与える、外部及び内部の課題を決定しなければならない。

**4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解**  
組織は、次の事項を決定しなければならない。  
- XXXマネジメントシステムに関連する利害関係者  
- その利害関係者の要求事項

4.1 組織及びその状況の理解では、組織は外部と内部の課題を決定しなさいということで、どのような課題かということ、これから構築しようとする9001であればQMSに関連するもの、EMSであればそれに関連する外部及び内部の課題を決定することになります。

4.2 利害関係者のニーズ及び期待の理解では利害関係者、及び要求事項を決めてくださいということです。

6箇条から計画に入りますのでここではまだ中身に入っていません。それぞれのマネジメントシステムをこれから構築する前に、まず組織の置かれている状況を理解して、それに見合ったマネジ

メント規格を企画して欲しいということをこの箇条では要求しています。

4.3は適用範囲を決定するところです。「適用範囲の論理的決定」とあり、4.2外部内部の課題は利害関係者の要求事項でしたが、これらをきちんと考慮して適用範囲を決めるということです。

## 4. 組織の状況②

- ・ 4.3は、適用範囲の論理的決定
- ・ ISO14001は、“手順”から“プロセス”へ。ISO9001は、よりプロセスアプローチに不可欠な要求事項を反映させる方向。

### 4.3 XXXマネジメントシステムの適用範囲の決定

組織は、XXXマネジメントシステムの適用範囲を定めるために、その境界及び適用可能性を決定しなければならない。この適用範囲を決定するとき、組織は、次の事項を考慮しなければならない。

- － 4.1に規定する外部及び内部の課題
- － 4.2に規定する要求事項（以下省略）

### 4.4 XXXマネジメントシステム

組織は、この規格の要求事項に従って、必要なプロセス及びそれらの相互作用を含む、XXXマネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、かつ、継続的に改善しなければならない。

例えば組織として内部外部の課題があります。外部であれば一般的に新しい法規制に対してどう対応していくのか、内部であればよく言われるのが人の問題、要員の確保が十分できていないなどいろいろな課題があります。そうした課題を克服するために、組織が対応できていない部分が何処にあるのかなど考慮します。

次に利害関係者がいろいろ要求してきます、利害関係者とは顧客と規制当局が必ず入るかと思えます。それ以外に地域住民、従業員、サプライ、エンドユーザーなど、どこまで入れるかは組織が決めることです。ただ、どの分野の声を聞いて製品・サービス・環境に反映していくのか、対応する組織のどこを適応範囲にするのか論理的に考えて決めておくということです。

ここでいう適応範囲は認証の適応範囲とは必ずしも一致しないかもしれません。この規格を認証だけに使わない組織もあるかと思えます。実際規格を作る側は、認証だけをイメージして規格を作ってはいません。自分たちでしっかりQMS、EMSをやりたい、認証は関係なく体制を構築したいということであればそれなりに広い範囲で考えるかもしれません。ただ、認証という場合、費用的なこともあるし、顧客であれば製品Aのところだけをやって欲しいとなれば適応範囲は少し小さくなります。ですからここで認証審査での範囲だけを言っていると捉えないでいただきたいと思えます。当然一致する場合もあると思えますが、規格自体は認証だけを想定して書いてあるわけではあ

りません。

4.4ですが9001は今の4.1でマネジメントシステム規格に必要なプロセスを明確にしなさいというのがありますが、そこと関係するところです。

環境のほうでは今までかなり手順を確立して、実施しようという言葉がたくさん出てきています。今後はプロセスという言葉に置き換わり、よりプロセスに着目した管理が入ってくると思えます。

9001は更にプロセスアプローチという考えを4.4に更に盛り込んで、今度の9001のDISを見ていただくとインプット・アウトプットを明確化しなさいとか、プロセスの責任権限、責任者を決めなさいとかいろいろ充実化が図られています。どちらかというプロセスという概念が入ってきた分、環境へのインパクトが多いです。ここまでが前提の部分です。

## ■リーダーシップ

## 5. リーダーシップ

- ・ “リーダーシップ及びコミットメントの実証”、及び“事業プロセスへのマネジメントシステム要求事項の統合”がポイントとなる。

### 5.1 リーダーシップ及びコミットメント

トップマネジメントは、次に示す事項によって、XXXマネジメントシステムに関するリーダーシップ及びコミットメントを実証しなければならない。

- － XXX方針及びXXX目的を確立し、それらが組織の戦略的な方向性と両立することを確認する。
- － 組織の事業プロセスへのXXXマネジメントシステム要求事項の統合を確認する。
- － XXXマネジメントシステムに必要な資源が利用可能であることを確認する。
- － 有効なXXXマネジメント及びXXXマネジメントシステム要求事項への適合の重要性を伝達する。

5. リーダーシップです。9001も環境も他のマネジメントシステム規格を含めて、日本だけでなく世界的にもリーダーの関与が弱いということで、ここをしっかりと要求事項として強化したいという大きな流れがあったと思えます。

その中でコミットメントのところですが、以下の証拠を示すことで実証しなさいというだけでなく、リーダーシップ及びコミットメントを実証、デモンストレートしなさいと書いてあります。SLを作った側としては、よりトップの関与を深めて欲しいという気持ちがここに入っていると思えます。

ここで特徴的なこととして、組織の事業プロセスへのXXXマネジメントシステム要求事項の統合を確認するとあり、トップはそれを確実にしなさい、実証しなさいと言っています。

これは事業プロセスとは何か難しく考えると大変ですが、メッセージとしては先ほどの4.1、4.2も組織の目的に合った、というところがありました。実態とかけ離れた仕組みは作らないでくださいと受け止めていただければと思います。

日本は認証においては真面目だといわれています。海外に行くと審査だけのために仕組みを作っているケースが多くみられるようです。そうした中、実態と合った仕組み作りをして欲しいというところかと思っています。リーダーシップのところもSLによって各規格とも強化されているところです。

## ■計画

### 6. 計画 ①

#### 6.1 リスク及び機会への取組み

XXXマネジメントシステムの計画を策定するとき、組織は、4.1に規定する課題及び4.2に規定する要求事項を考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない。

— XXXマネジメントシステムが、その意図した成果を達成できることを確実にする。

— 望ましくない影響を防止又は低減する。

— 継続的改善を達成する。

組織は、次の事項を計画しなければならない。

a) 上記によって決定したリスク及び機会への取組み

b) 次の事項を行う方法

— その取組みのXXXマネジメントシステムプロセスへの統合及び実施

— その取組みの有効性の評価

ここから実際の計画です。6.3「リスク及び機会への取組み」ということで、「XXXマネジメントシステムの計画を策定するとき、4.1、4.2で決めたことを考慮し、次の事項のために取り組む必要があるリスク及び機会を決定しなければならない」とあり、どのようなリスク及び機会に取り組むかということとマネジメントシステムが意図した成果を達成できることを確実にするためにいろいろ出てくるリスクなどに取り組む計画をするように、望ましくない影響を防止または低減するリスク・機会、継続的改善を達成する、よく改善の機会などという言葉が出ますね。これらのための取組みを計画してくださいとなっております。

リスクという言葉の定義がされております。

「不確かさの影響」というようになっておりますけれども「好ましい方向と好ましくない方向に」とあり、リスク自体はよいリスクも悪いリスクもあるというようにこの定義で書かれていまして、いろいろ混乱も出ていていると聞いておりますが、9001のほうは好ましくないほうだけ考える場合もあるという注記がDISで追記されています。環境はこのままになっていますが一般的には9001

に関しては懸念事項と考えてもよいかと思いません。

「リスクベースの考え方はマネジメントシステムにはつきものであり適切な事前コントロールは、組織において効果的に行われることが望ましい」これはrisk based thinkingでありrisk managementではないとありまして、ここは6箇条をみていただくとリスクの機会を決定し計画しなさいと、特に31000の規格のようなリスクアセスメントとかリスク対応とか体系立ててリスクを評価して対応策を考えなさいということまでは言っていません。

あくまでリスクを基礎とした考え方、計画するときリスクを意識、特定して計画をしてくださいということ。ただ、リスクマネジメントレベルのことはしてはいけないとは言いませんので、しっかりやりたい場合はそのように取組んでいただければと思います。

この要求事項が出てきたために予防処置の要求事項は品質も環境もDISではなくなっております。環境は「環境側面」に関わる要求事項は6.1の中に上手く整理して入れてあります。

## ■支援

7. 支援ですが、規格の中では「文書・記録」と言わず、「文書化した情報」ということになっております。

実際マニュアル、文書化された手順、これは9001のほうですが品質マニュアル6つの手順書は要求していません。附属書SLではこうした要求はないのでこれを受けて9001の開発の時も形式的・規範的な要求事項はなるべく減らすということで9001固有の要求事項としても品質マニュアル6つの手順書を求めることをやめております。

そうした意味では緩和されたかということですが、実際はそれなりに記録要求なども入っているかと思えます。

ここで大事なことは文書化した情報というのは“documented information”という言葉です。informationをdocumentしなさいということで、要するに自分たちで重要だと思ふ情報をなくならないように留めておきましょうということ。ドキュメンタリー映画というように記録に残すという意味合いがあり、「文書」と訳すと少しニュアンスが違うかと思えます。海外と同様にこれを使うときに「留める、目に見えるように残しておく」というように受け止め方を変えていただくとういでしょう。

## ■運用

### 8. 運用

- ISO9001は、現行規格の箇条7(製品実現)がここへ入る
- ISO14001は、現行規格、箇条4.4.6(運用管理)、4.4.7(緊急事態)に加え、『バリューチェーン管理』が入る

#### 8 運用

##### 8.1 運用の計画及び管理

組織は、次に示す事項の実施によって、要求事項を満たすため、及び、6.1で決定した取組みを実施するために必要なプロセスを計画し、実施し、かつ管理しなければならない。

- プロセスに関する基準の設定
- その基準に従った、プロセスの管理の実施
- プロセスが計画通りに実施されたという確信をもつために必要な程度での、文書化された情報の保持  
(以下省略)

8. 運用です。ここは9001であれば箇条7(製品実現)が入るところです。環境はここに運用管理、緊急事態に加え「バリューチェーン管理」が入ると書いてありますが、実際には今度のDISではバリューチェーンの考え方はそのまま継続してはいますが表題としてバリューチェーンは無くなります。ただCDの時に書いてあった要求事項は大体似たような感じでDISに残っていますので考え方は残りますが表題としては出てこないということも補足させていただきます。

## ■パフォーマンス評価

9. パフォーマンス評価 10. 改善です。最後のチェック、アクトに当たるところですけども、チェックのところでXXXパフォーマンスを評価しなさいとあります。

それぞれマネジメントシステムの有効性評価は

前からあったと思いますが、特に9001においては結果をきちんと評価して、そこから仕組みの悪さなどを改善するというので、結果をより重視してしっかり見ていく、また評価していくという規格になります。

環境には前からパフォーマンスという言葉はありますので一緒なのかもしれませんが特に9001はパフォーマンスという言葉が今度の規格にはたくさん出てきます。

改善のところでは大体同様です。

## 9. パフォーマンス評価 10. 改善

- 8.1では、XXXマネジメントシステムの有効性の評価に加え“XXXパフォーマンス”の評価が求められる。

### 9. パフォーマンス評価

#### 9.1 監視、測定、分析及び評価

(省略)

組織は、XXXパフォーマンス及びXXXマネジメントシステムの有効性を評価しなければならない。

#### 9.2 内部監査

#### 9.3 マネジメントレビュー

### 10. 改善

#### 10.1 不適合及び是正処置

#### 10.2 継続的改善

## ■最後に

10箇条まで駆け足でお話させていただきました。この後9001の改正スケジュール、今DISが出ていますが、今後2015年9月のISO発行を目指しております。14001も若干品質より早く2015年の5月か6月の発行を目指しております。

ご清聴ありがとうございました。



テクノファNEWS 第111号

企画・編集/株式会社テクノファ

2014年8月10日発行

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町3-1 NOF川崎東口ビル

TEL:044-246-0910 FAX:044-221-1331

ホームページ⇒<http://www.technofer.co.jp/>